

# 教育民生常任委員会

令和元年10月23日（水）



## 教育民生常任委員会

定例会名 令和元年第2回定例会  
招集日時 令和元年10月23日(水) 午前10時00分  
招集場所 第3会議室

出席委員 7名

委員 長	守 屋 常 雄
副 委 員 長	遠 藤 憲 子
委 員	石 原 幸 雄
”	杉 森 弘 之
”	秋 山 泉
”	池 辺 己 実 夫
”	甲 斐 徳 之 助

欠席委員 なし

出席説明員

市 長	根 本 洋 治
副 市 長	滝 本 昌 司
教 育 長	染 谷 郁 夫
保健福祉部長	藤 田 幸 男
教 育 部 長	川 井 聡
教育委員会次長	飯 野 喜 行
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉 田 茂 男
学校教育課長	川 真 田 英 行
学 校 教 育 課 学校建設対策監	佐 藤 孝 司
指 導 課 長	豊 嶋 正 臣
文化芸術課長	手 賀 幸 雄
生涯学習課長	中 野 祐 則
スポーツ推進課長	齋 藤 勇
国体推進課長補佐	高 橋 頼 輝
中央図書館長	関 達 彦
保健福祉部次長兼 保 育 課 長	中 山 智 恵 子

保健福祉部次長兼 健康づくり推進課長	内 藤 雪 枝
社会福祉課長	糸 賀 修
こども家庭課長	結 束 千恵子
高齢福祉課長	川真田 智 子
医療年金課長	石 塚 史 人

議会議務局出席者

書	記	富 田 香 織
書	記	田 上 洋 子

## 令和元年第2回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

### ○ 教育民生常任委員会

- |        |  |
|--------|--|
| 議案第45号 | 牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について   |
| 議案第49号 | 牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例について                       |
| 議案第50号 | 牛久市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について               |
| 議案第51号 | 牛久市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例について                |
| 議案第52号 | 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第4号）<br>別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ |
| 議案第54号 | 令和元年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）                    |
| 議案第55号 | 物品購入契約の締結について                                  |
| 議案第56号 | 物品購入契約の締結について                                  |

午前10時00分開会

○守屋委員長 おはようございます。

ちょっと時間前でございますが、ただいまから教育民生常任委員会を開会させていただきます。

本日、説明員として出席した者は、市長、副市長、教育長、保健福祉部長、教育部長、教育委員会次長、教育委員会次長兼教育企画課長、学校教育課長、学校教育課学校建設対策監、指導課長、文化芸術課長、生涯学習課長、スポーツ推進課長、国体推進課長補佐、中央図書館長、保健福祉部次長兼保育課長、保健福祉部次長兼健康づくり推進課長、社会福祉課長、こども家庭課長、高齢福祉課長、医療年金課長であります。書記として、富田君、田上君が出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第45号 牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第49号 牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例について

議案第50号 牛久市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第51号 牛久市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例について

議案第52号 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第4号）

別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議案第54号 令和元年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第55号 物品購入契約の締結について

議案第56号 物品購入契約の締結について

以上8件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言いただきますようお願いいたします。

また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

まず、議案第45号牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第45号について提案者の説明を求めます。保健福祉部次長兼保育課長。

○中山保健福祉部次長兼保育課長 保健福祉部次長兼保育課長の中山でございます。

私のほうから、議案第45号牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

条例の改正の理由としましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、児童福祉法が改正され、条例に規定する家庭的保育者の要件を定める条項を整理するものです。また、厚生労働省令の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、家庭的保育事業等において3歳児以降の保育の受け皿としての連携施設の確保を不要とできる規定、それから連携施設確保の5年経過措置が本年度末まで終了するものを5年延長し、法施行後10年、令和6年度末までとするものです。

施行期日は、公布の日からとなります。説明は以上です。

○守屋委員長 これより、議案第45号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。杉森委員。

○杉森委員 上位法の関係だというのはわかるんですけども、率直に言って、確認の意味で聞くんですが、「ことができる」と「こととすることができる」の違いの意味合いを御説明いただきたいと思います。

○守屋委員長 答弁を求めます。保健福祉部次長兼保育課長。

○中山保健福祉部次長兼保育課長 杉森委員の御質問にお答えいたします。

まず、成年被後見人の制度の改正、それから厚生労働省令の家庭的保育事業の基準の改正によるものは、従うべき基準として改正されるものです。以上です。

○守屋委員長 よろしいですか。石原委員、どうぞ。

○石原委員 杉森委員のほうから再質疑が出ないので、私もあえてじゃあ質疑をさせていただきますけれども、もう少しこれ次長、わかりやすく説明してもらいたいですよ。確かにこれ、法律の文言なんですけれども、「ことができる」と「こととすることができる」の違い、これ、だから基準を示してもうちょっとわかりやすく言っていただけませんか。

○守屋委員長 保健福祉部次長兼保育課長。

○中山保健福祉部次長兼保育課長 成年被後見人の権利のほうにつきましては、児童福祉法の規定を受けているため、改正するものです。それから……（「そういうことを言っているんじゃないんだよ」の声あり）

○守屋委員長 暫時休憩します。

午前10時08分休憩

---

午前10時09分開議

○守屋委員長 再開します。

保健福祉部次長兼保育課長。

○中山保健福祉部次長兼保育課長 済みません。こちらの連携施設のほうの改正ですけれども、こちらにつきましては、国のほうの基準として定められている上位法に基づいて改正するもので、こちらについては「こととすることができる」ということになっておりますけれども、国のほうからは、従うべき基準として示されておりますので、まず、3歳児以降の受け皿として連携施設の確保を不要とできる規定ということで、家庭的保育事業等につきましては、2歳児までの保育を行う施設で、認可要件としまして代替保育や3歳児以降の保育を実施してくれる連携施設を保育園または認定こども園から確保することとされております。ただし、確保が困難な場合には、保育園や認定こども園等の施設の確保を不要とすることができるということで、基本的には、保育園、認定こども園に連携施設を確保するというのが基準なんですけど、要件の緩和として、ほかの利用定員が20人以上の企業主導型保育事業者等を協力施設として確保すれば、こちらの施設の確保を不要とすることができるというような規定となっております。以上です。

○守屋委員長 石原委員、どうぞ。

○石原委員 ということは、その基準を緩和することができるという意味で理解してよろしいんですか。

○守屋委員長 保健福祉部次長兼保育課長。

○中山保健福祉部次長兼保育課長 こちらは要件の緩和ということになっております。

○守屋委員長 以上でよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で、議案第45号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第49号牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第49号について提案者の説明を求めます。教育委員会次長兼教育企画課長、よろしくお願ひします。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 教育委員会次長兼教育企画課長の吉田でございます。よろしくお願ひいたします。

議案第49号牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

本件は、奥野地区での9年間の義務教育の環境確保を目指して、学校の形態を小学校と中学校から義務教育課程を一貫して行う義務教育学校とするもので、現在の牛久市立奥野小学校と牛久市立牛久第二中学校を閉校とし、新しく開校する義務教育学校の名称を牛久市立奥野義務教育学校にすること、また、学校の位置を牛久市久野町725番地及び牛久市久野町670番地1に改めるものであります。

なお、施行期日は令和2年4月1日を予定しておりまして、これによりまして、牛久市立の義務教育課程の学校数は13校で、その内訳は小学校が7校、中学校が5校、義務教育学校が1校となります。以上でございます。

○守屋委員長 石原委員、どうぞ。

○石原委員 それでは、この49号議案ですか、これについて1点だけ改めて確認をさせていただきます。

義務教育学校ということでございますが、現在の市内の小中学校で奥野以外にいわゆる義務教育学校ないしは一貫校というものについて検討をしているところがあればお示しを願いたいと存じます。以上でございます。

○守屋委員長 教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 義務教育学校で奥野以外での検討ですが、基本的には今のところはございません。牛久市におきましては、小学校、中学校を一貫教育的といいますか、そういうのを力を入れてやっております。以上でございます。

○守屋委員長 石原委員。

○石原委員 そうすると、今はないということの意味にとったんですけれども、これ、将来的にはどうなんでしょう。少子化がやはり進行していると思いますが、将来的に小中一貫としてここところはやりたいとか幾つ考えているとかというような展望があれば、この際お示しを願いたいと存じます。

○守屋委員長 では、市長、お願いいたします。

○根本市長 学校のことなんですけれども、今現在、考えておりませんし、ただ、これから10年、20年すると、教育の環境、また、我々の市の環境も変わると思います。そういうときには、それも一つの選択肢となり得るのかなと私は思っております。そういうことで、今こういうことでいろんなことをしながら、そして、これから牛久の教育に向けたものにいろいろと資するものも非常に検討材料もできるのかな、いい勉強もできるのかなというものも一つございます。以上です。

○守屋委員長 石原委員、お願いします。

○石原委員 それじゃあ、市長に再質疑をしますが、この際ですからお聞きしますけれども、牛久市として小中一貫校を今後進めていくということなんです、逆に、そうしますと小中高一貫なんていうのはどうなんでしょう、その辺については。

○守屋委員長 市長、お願いします。

○根本市長 高校になると所管の区域が違うことがございますので、ただ、これからはそういうこともあり得る可能性も僕は否定はしませんし、いろんな考え方もいいのかなと私は思っております。

○守屋委員長 よろしいですか。遠藤副委員長、どうぞ。

○遠藤副委員長 それでは、49号について質問をいたします。

まず、学校の管理運営というか、それがどういうふうになっていくのか。学校長が多分、今までお二人だったのが1人になるとか、教頭とか副校長とかいろいろと出てくると思いますが、そういう実際、来年のもう4月ということでは、準備に相当時間も必要となるもので、その辺の運営管理の問題ですね。

それと、説明ではたしか1年から4年を奥野小、それから5年から9年生を二中というふうに聞いております。特に二中のほうでは、今までの小学校ではなく、教科というようなことも聞いておりますので、その辺の内容についてももう少し詳しく説明をお願いします。

○守屋委員長 教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 遠藤委員の御質問にお答えいたします。

義務教育学校になった後の管理運営体制という御質問ですが、まずは1つの学校ということになりますので、校長先生は1名になります。今までの小学校を前期課程、中学校の課程を後期課程と位置づけますので、教頭先生ないし副校長先生という形になるかもしれませんが、校長先生の下につく方が2名、それぞれつくような形態になろうと思えます。

それから1年生から4年生までを現奥野小学校、5年生から9年生までを現牛久第二中学校のほうでの学校生活を予定しております、5、6年生が二中に行くことによりまして、教科担任制の授業を少しでも活用した特色ある活動をしていきたい、あるいは部活動を、なかなか公式戦は難しいかと思いますが、練習の段階から参加することで、部活動の活性化等にも役立てていきたいと、そのように考えております。以上でございます。

○守屋委員長 遠藤副委員長。

○**遠藤副委員長** そうしますと、校長がお一人になるということ、その下に小学校、中学校それぞれに教頭先生か何かということであるとと思いますが、学校というのは、何年かに一遍ずつ校長先生などがかわられるということでは、来年の4月ということでは、そういうようなことも懸念をされますが、その辺の問題のこと。

それとあと、住民の方への説明ですね。もうそれぞれ始まっていると思いますが、その辺の状況を伺いたいと思います。

○**守屋委員長** 教育委員会次長兼教育企画課長。

○**吉田教育委員会次長兼教育企画課長** 遠藤委員の再度の御質問にお答えいたします。

まず、先生方の交代というか異動の問題ですけれども、こちらは義務教育学校に限らず、通常の小中学校でも同じようなことがございますので、まさにそういうものを補完する形で現在、牛久市ではコミュニティ・スクールという形をとり、地域住民の皆様と一緒に学校運営をしていきたいと考えてございます。

さらに、地域住民の方々への説明ですが、今年度に入りましてから具体的な説明はさせていただいたんですけれども、5月以降、地域住民への説明会を2回、それから地域住民の皆様へのアンケート、それから保護者の皆様へのアンケート等を実施いたしまして、今回、合意形成が図られたというか、皆さんにどんどん進めていただきたいという後押しをいただいたというふうに御理解いたしまして、今回、議案の上程をさせていただいております。よろしくお願いたします。

○**守屋委員長** 続きまして、教育長、よろしくお願いたします。

○**染谷教育長** これから人事の時期になってくると思うんですが、一番義務教育学校で難しいのは、小中両方の免許証の持った先生がとても重要になってくるんですが、中学校だけしか免許を持っていない先生、それから小学校だけしか免許を持っていない先生がいらっしゃる現状があります。そういうのもありますので、奥野小と二中は一応廃校という形になりますので、今いる先生方、一旦白紙に戻してまた始まるということもありますので、できるだけ小中学校の免許証の持った先生が入っていただいて、1年生から9年生までうまく動けるように県と相談していくというような形になってくるかと思えます。以上です。

○**守屋委員長** ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**守屋委員長** 以上で、議案第49号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第50号牛久市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第50号について提案者の説明を求めます。社会福祉課長。

○**糸賀社会福祉課長** おはようございます。社会福祉課糸賀です。よろしくお願いたします。

議案第50号牛久市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

本件は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の改正によりまして、災害援護資金の貸し付けに対する支払い猶予等に関します資産等の報告について規定するとともに、引用条項

の整理をするため、改正するものでございます。

なお、施行日につきましては、公布の日からとなります。以上でございます。

○守屋委員長 これより、議案第50号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。杉森委員。

○杉森委員 この災害弔慰金のことについて少し興味があったので調べてみたんですけども、災害援護資金と災害障害見舞金というそういう支援制度が、災害に対してこの災害弔慰金のほかにあるようなんですけれども、6月7日に法令が公布されて8月1日から施行されたということなんですけれども、その中で、政府が言っているのは幾つかありますけれども、制度の周知徹底が大事だということを言っているかというふうに思うんですけども、私、牛久市の、これは災害被災者に対する支援だけの問題ではないんですけども、いろいろそういう災害を受けた場合あるいは障害を持っている人だとか、そういうさまざまな人に対する支援というところが、牛久市のホームページでは大変弱いんじゃないかなと思います。この弔慰金の問題にしても、牛久のホームページからはほとんど説明がなされていない。障害見舞金についても同様ですし、援護資金の貸し付けということについてもほとんど書かれていないというふうな状況があるのではないかと、いうふうに思うわけなんですけれども、この制度の周知徹底というところをもっと真剣に考えるべきではないかと思うわけなんですけれども、いかがでしょうか。

○守屋委員長 社会福祉課長。

○糸賀社会福祉課長 杉森委員の御質問にお答えします。

制度の周知徹底ということでございますけれども、災害があった場合につきましては、罹災証明が出ます。その場合に、このような制度がある場合や該当するような場合につきましては、その方に当然、周知は個別対応してございますけれども、確かにこれは全ての災害が対象になるわけではなくて、災害救助法、大きな災害が適用になった場合に基本的に対象になりますので、そういった場合があれば、当然、ホームページその他の広報を利用しまして周知徹底は図ってまいりたいと考えてございます。ただ、これとは別の制度でございまして、通常の災害見舞金というものが市の制度の中にありまして、その場合は市のホームページでお知らせしておりますので、引き続き周知徹底は図ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○守屋委員長 杉森委員、どうぞ。

○杉森委員 特にやっぱりホームページが私は大事だろうというふうに思うんですね、今の時代ね。その中で、市民としてはどういう支援を受ける権利があるのかということを知らしめるということは、市役所としては義務だと思うんですね。何か助けてほしかったら相談に来いとかそういうふうなことではなくて、市民としてはこういう権利があるんだということを市役所みずから市民にきちんと明らかにしていくということが大事ではないかというふうに思いますので、個別の問題をどうこうということではなくて、これからの考え方としては、そういうことをよく考えていただきたいと思います。これは質問ではありません。

○守屋委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で、議案第50号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第51号牛久市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第51号について、提案者の説明を求めます。保健福祉部次長兼健康づくり推進課長。

○内藤保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 内藤です。よろしくお願ひいたします。

議案第51号牛久市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、第3条第1号中、竜ヶ崎市・牛久市医師会牛久支部を牛久市医師会に改めるものです。

改正理由といたしましては、竜ヶ崎市・牛久市医師会から分離独立し、牛久市医師会が10月1日に設立されたことによるものです。以上です。

○守屋委員長 これより、議案第51号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願ひます。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 それでは、議案第51号について質問をいたします。

10月1日から設立をされたということなのですが、この分離独立によって、牛久市にはどのような影響が出てくるのか伺いたいと思います。

○守屋委員長 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長。

○内藤保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 ただいまの遠藤委員の質問にお答えいたします。

どのような影響が出てくるのかということになるのですが、今までは、竜ヶ崎市・牛久市医師会ということで、竜ヶ崎市と同じような形で医師会としては活動しておりました。今後、牛久市医師会ということで、独立して独自で動けるといようなことがメリットになると考えております。以上です。

○守屋委員長 遠藤副委員長、どうぞ。

○遠藤副委員長 メリットとしては、牛久市医師会として独自にいろんな問題に取り組めるということはいいと思うのですが、龍ヶ崎市と牛久市の医師会と、2つの医師会で今までいろんな問題などを対応してきたわけなんですけれども、独自ということでは、もっと広い範囲で牛久市独自の対応というか、そういうことがこれからも可能になるのかどうかですね。その辺、医師会というのは大変非常にいろいろなところがあると聞いておりますので、その辺の関係、市ではどういところまでかかわっていけるのかどうか、その辺を再度伺ひます。

○守屋委員長 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長。

○内藤保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

分離独立によって牛久市医師会が今後どのような事業をしていくのかということについては、まだ具体的なことはお聞きはしていない現状がございます。牛久市医師会として、災害対策だとかそういったところにやっていきたいというお話は聞いておりますし、さまざま、予防接種も初めいろんなものを委託しておりますので、その中で牛久市独自にやっていくものというのを考えていただけたらと思っております。以上です。

○守屋委員長 ほかにございますか。杉森委員、どうぞ。

○杉森委員 今の市との関係というところをもう少し詳しくお聞きしたいということで質問するんですけども、例えばこれによって、市の財政的な負担というところでは何らかのことがあり得るのかということと、例えば救急医療とかそういうふうな医療事業のところでは変化が生じることはないのかどうか、その辺お聞きいたします。

○守屋委員長 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長。

○内藤保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

財政負担につきましては、医師会に対しては補助金等を出しているものはございませんし、委託料として実施しているものですので、負担がふえるということについて、あるいは変化があるかということについては、現状ではございません。以上です。

○守屋委員長 よろしいですか。（「医療事業」の声あり）もう一つ。

○内藤保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 済みません。救急医療の変化ということなんですが、休日当番医等の委託事業に関しましても、牛久市内の病院ということで実施しておりました。あと、広域に関しては特に変更はございません。以上です。

○守屋委員長 石原委員。

○石原委員 分離独立して活動をするということになるわけなんですけれども、牛久市から行政側から特に新しく分離独立する医師会に対して、何か要望みたいなものは考えているのでしょうか。

○守屋委員長 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長。

○内藤保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

現状では考えておりません。以上です。

○守屋委員長 石原委員。

○石原委員 例えば、小児救急医師の充実であるとか、少子化時代でございますけれども、産婦人科医の充実であるとか、そういうことについては今後どうなんでしょうか。

○守屋委員長 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長。

○内藤保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

小児救急医療につきましては、牛久市医師会というよりも広域での対応になっておりますので、医師会に対してという形での要望にはなっておりません。それから、産科医療につきましても、医師会というよりも大きな病院とか産科とか小児科医が充足できるような病院に対して要望を行っておりますので、直接牛久市医師会にというような対応では現状ではございません。以上です。

○守屋委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で、議案第51号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第52号令和元年度牛久市一般会計補正予算（第4号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみを議題といたします。

議案第52号について提案者の説明を求めます。教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 私の方からは、議案第52号令和元年度牛久市一般会計補正予算（第4号）のうち、教育企画課所管の内容につきまして御説明させていただきます。

10ページ、11ページをごらんください。

下段になります。款10教育費項1教育総務費目2事務局費0113牛久市教育委員会いじめ調査委員会を開催するの事業は、本年3月に教育委員会会議で決定しておりますいじめの重大事案に対する第三者委員会であります牛久市教育委員会いじめ調査委員会を開催するための諸経費を計上するものでありまして、当該調査委員会を8回程度開催できるような予算を計上したものでございます。

その下になります。同じく目3の教育指導費0119奥野地区の義務教育学校開校を準備するの事業は、令和2年4月の開校を予定しております牛久市立奥野義務教育学校の開校準備のための必要経費を計上するもので、このうち需用費及び備品購入費につきましては、5、6年生が現在の牛久小校舎から牛久二中校舎へ移り学校生活を過ごすために必要な教材等の購入や給食提供のための設備備品等の購入のための予算でございます。

また、15の工事請負費は、新しい義務教育学校が2つの敷地にまたがるため、児童生徒や先生方の両敷地の往來の利便性を確保するために、民地の一部をお借りしまして連絡通路を整備したいと考えておりまして、そのための予算の計上でございます。以上でございます。

○守屋委員長 学校教育課長、済みません。

○川真田学校教育課長 学校教育課川真田です。よろしくお願いいたします。

補正予算のうち、学校教育課所管分について説明いたします。

3ページになります。

第2表の債務負担行為補正の2段目、ひたち野うしく中学校校内LANシステムの賃貸借ということで、こちらにつきましては、ひたち野うしく中学校が開校する来年の4月の段階で校内のLAN環境が整い、生徒用タブレット、教師用校務用パソコン、教室の大型モニターテレビなどが用意された状況をつくり出すために、それらのリースに係る経費について今年度中に契約を行うために債務負担行為を計上するものです。以上です。

○守屋委員長 スポーツ推進課長。

○齋藤スポーツ推進課長 スポーツ推進課齋藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、予算書の12ページ、13ページの一番下をごらんください。

款10教育費項6保健体育費2体育施設費事業番号0102牛久運動公園を維持管理する18備品購入費191万4,000円、こちらにつきましては、牛久運動公園正門側、野球場側の第1駐車場に防犯カメラを設置いたします。カメラ4台、カメラサーバー4チャンネルが1台、ワンケーブルユニット1台を設置します。また、カメラの支柱、ケーブル等は既に終わっております改修舗装工事の際に設置済みでございますので、カメラのみの備品購入となっております。以上です。

○守屋委員長 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長。

○内藤保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 健康づくり推進課所管について御説明いたします。

10、11ページの2段目になります。

款4衛生費項1保健衛生費目2予防費0109大人の風疹抗体検査と予防接種を実施する1,143万2,000円の増額補正となっております。風疹の流行を受けまして、今年度から3年間限定で40歳から53歳の男性を対象に国の風疹追加的対策として、風疹の抗体検査と予防接種のほうを実施しております。当初予算では、抗体検査1,000人、予防接種200人ということで見込んでおりましたが、8月の実績におきまして、検査が1,238名、予防接種283名と見込みより実績数が増加いたしましたので、今年度の見込みを検査3,000人、予防接種600人ということで、補正予算を計上するものとなっております。なお、検査料につきましては、国の補助2分の1が対象となりますので、歳入につきましても787万7,000円の増額補正となっております。以上です。

○守屋委員長 説明はよろしいですね。（「はい」の声あり）これより、議案第52号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 いじめの問題について数点、確認の意味でお尋ねをいたします。

いじめ調査委員会を立ち上げるということで、審議回数は8回と予定しているということですが、この委員会の立ち上げの時期はいつごろを想定しているのかということが1点です。

それから、その委員会で審議される案件ですね、これは何件を予定しているのかということ。

それから、調査委員会のメンバー、これはどういうふうになっているのかということ。

それから、公開、非公開の別は、これはどういうふうになっているのかということ。

その審議会、委員会を開催したときに、当然、何と申しますか、加害者、被害者という立場の表現でいいのかわかりませんが、そういう方々もその委員会に呼んだりすることがあるのかどうか。その辺についてお示しをいただきたいと存じます。以上でございます。

○守屋委員長 教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 石原委員の御質問に対しまして、何点かありました件について回答させていただきます。

まず、いじめの対象案件ですが、今、対象とされているのは1件でございます。

それから、メンバーにつきましては、法律や教育、医療、心理、福祉、5つの分野の専門家の方を想定して、一応5名程度以内で構成しようと思っております。

それから、公開、非公開あるいはその後の運用の形ですけれども、こちらは第三者委員会ということで、委員の皆様が選定された後、まず、運営につきましても委員会の中で行うようになるかと思えます。ただ、案件の前例をこれまでの例から申し上げれば、基本的には非常にナイーブな問題ですので、非公開にならざるを得ないということ。

それから、どう行うかということにつきましては、委員会の調査方法によりますが、前例としましては、やはり加害者の保護者、児童あるいは被害者の保護者、児童から直接お話を聞いているというような事例もあります。

最後に、立ち上げの時期ですが、3月に教育委員会の中でこの調査委員会の設立の決定がされているわけなんです、実は、被害者、保護者の方との話し合いの中で、委員会そのものを中止

または中断というような形での御要望がございまして、教育委員会としましては、被害者、保護者の方に寄り添うことがまず第一ですので、今、きちんと御説明をしながら時期の選定をしているというような状況でございます。以上でございます。

○石原委員 そうすると8回審議することを予定しているということなのですが、終了時期はいつごろになるのかという、それはどういうふうに想定していますでしょうか。

○守屋委員長 教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 先ほど申し上げましたとおり、スタートの時期がまだ決定はしておりませんので、できるだけ早くスタートしたいなとは思っておりますが、その際に、8回程度の予算があれば今年度3月までの開催は十分対応できるかなど。あとは、来年度以降につきましては、審議会の審議の内容にもよりますので、年を越えて進む場合には、来年度予算での対応が必要になるかと思っております。以上でございます。

○守屋委員長 石原委員。

○石原委員 余り考えたくないことなのですが、また別件で、こういうところで審議をするような案件が発生した場合、これは新たにまた委員会を立ち上げると。この委員会は、いわゆる当該案件についてのみの委員会となるのか、それとも別のものが発生した場合には、そこで引き続きやるのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○守屋委員長 教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 先ほど申し上げましたとおり、5つの分野から専門家の方をお願いして委員会を立ち上げるわけですが、内容によりまして、やはり委員会の委員のメンバーというのはかわることが想定されますので、今回の一旦予算としましては、今回の案件を対象としてございます。以上でございます。

○守屋委員長 ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で、議案第52号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第54号令和元年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第54号について提案者の説明を求めます。高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 高齢福祉課の川真田です。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第54号令和元年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

6ページと7ページをごらんください。

7ページ、歳入の欄をごらんください。

この歳入の欄の下段は、前年度繰越金として平成30年度の歳入歳出差引額から国、県等の精算を差し引いた額が1億1,729万5,000円で、その利子収入として上段の58万8,000円、合計1億1,788万3,000円、これを歳出の欄、介護給付費準備基金へ積み立てるものです。よろしくお願いいたします。

○守屋委員長 これより、議案第54号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 介護保険特会ということでございますが、介護保険料、今後の保険料の推移、それはどういうふうを考えているのでしょうか、お示しを願いたいと存じます。

○守屋委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 石原委員の御質問にお答えします。

保険料については、一般質問等でも上がってくるところでありまして、8期の保険料について今後、介護保険の運営協議会で検討していくものと考えております。基金もこれだけ持っておりますが、来るべき施設整備、来年度、再来年度、施設整備もありますし、あとやはり今回大きな災害もありました。こういうことを考えておきますと、やはり運営協議会の中で慎重に検討していくべきものと考えております。以上となります。

○守屋委員長 ほかにございますか。石原委員。

○石原委員 今、課長のほうから施設整備という言葉が出ましたけれども、今後の施設整備の方向性というものが決まっていれば、お示しを願いたいと存じます。

○守屋委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 石原委員の再度の御質問にお答えいたします。

まず、特別養護老人ホームといたしましては、来年度の今ごろかもうちょっと遅くなるかもしれませんが、奥野地区に1つ設置されるようになります。そして、これから地域密着型のグループホーム、あと小規模多機能型の施設が今まさに周知をしているところで、11月から公募ということになってきます。なので、次々施設整備計画は進んでまいりますので、その辺の進捗状況によっては、やはり給付費がふえていくものと考えております。以上となります。

○守屋委員長 ほかに何かございますか。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 私のほうからも若干質問をいたします。

今回、1億1,788万円を積み立てるということで、この合計額が約17億7,600万円という大きな金額になりました。これは多分、第7期の計画に沿っていった、本来ならばそこに整備をする必要があったものが、施設整備のほうがおくれていたということも一つ原因ではないかと思いますが、その辺の実情。

それと、今までこの準備基金が28年度からやはり12億円、それから30年度については16億円とかなり巨大な金額になってきているんですが、この計画という問題とこの基金の残高がどのようにこういう推移をしてきたのか、そこを見ながらやはり計画をどういうふうに今後考えていくのかが大変重要になる問題ではないかと思いますが、その辺の内容を伺います。

○守屋委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 遠藤副委員長の御質問にお答えいたします。

こちら基金の残高ということで積んできているところではあります。施設整備の計画が実際に給付にあらわれていくのは今後ということになるかと思いますが、何より、計画よりかなり給付費が低く抑えられたというのは、ひとえに介護予防の活動であるとか、そういう健康面ですね、

そういったものの取り組みが非常に牛久は活発であったということが想定されているところでもあります。

あと、今後の計画についてなんですけれども、やはり今後も将来健康で元気に介護予防を積み重ねていくという点では、方向性はやはり介護予防を中心に計画されていくものと思います。以上となります。

○守屋委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 私は、第7期の計画の中で施設整備、特養とかそれから地域密着、小規模もたしかこれ入っていたと思うんですよね。特養のほうは何とか第7期の計画の中で入りましたけれども、ほかの施設整備がおくれているかな、今多分、公募をされているということなので、その辺の部分が事業計画にのっとったものではなかったという、その辺がどうなのかということを開きたかったわけでありまして。

それで、確かに今、介護予防のことも十分わかりますが、制度自体が今、本当に施設整備もやりますけれども、特養の待機者もふえていると思いますので、その制度との関係でも、このように準備基金の中に積み立てているのではないかというところを、そこをもう少し聞きたいということでございます。

○守屋委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 お答えいたします。

確かに特別養護老人ホームについては、7期中にきちんと計画どおりに進めることができたんですが、地域密着型については、確かに7期の計画の中で地区ごとに細かく分け過ぎてしまったがゆえに事業者さんがやはり運営しにくかったので、公募も手を挙げづらかったのかなという反省がありました。それが昨年度の話です。そういった反省点を踏まえまして、今回の募集については、グループホームと小規模多機能一体型、2つの施設を一緒に建てるような形で出しているところで、今、事業者さんの反応も幾つかありますので、今回は出てくればいいかなと考えています。当然ながら7期の計画は、こういった施設整備の計画をもとにもはじき出しているものですから、やはり今回の地域密着型の募集については、どうしても8期にずれ込んでしまうというところもあります。8期の前倒しという形で考えているところでございます。

特養の待機者についても、今回、奥野のほうが整備できれば、一定数解消もできるものと思いますので、その辺も考えまして8期の計画は進めていきたいと考えております。以上となります。

○守屋委員長 杉森委員、どうぞ。

○杉森委員 この基金がさらに積み立てられることによって約17億円になるという基金の残高ですね。これは前年度末の現在高が12億円ですから、5億円上積みされるということになっていくわけですね。五十何億円の規模の財政で17億円という金額が果たして適当なのかどうなのかという評価についてお聞きしたいということと、その際に会計検査院が、ちょっと古いんですけども、平成20年度に国会や内閣に随時報告というものを出している中で、次のようなことを指摘しています。計画期間の最終年度において残高がある場合には、次期保険料を見込むに当たり、準備基金を取り崩すことが基本的な考えとなっているという指摘をしているわけですね。

私は、これは大変大事な指摘ではないかと思うわけです。先ほどの評価とあわせて御見解をお聞きしたいと思います。

○守屋委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 杉森委員の御質問にお答えいたします。

基金の金額が適当であるかないかという点については、やはり詳しくどこの市町村、一個一個聞いたわけではありませんけれども、これだけ持っているのは、県内では牛久ぐらいなのかなという印象はございます。確かに、もう一つ御指摘がありましたとおり、令和2年度、7期の最後に3億8,700万円、こちら取り崩しは予定されているものですので、取り崩した後、また保険料については、介護保険運営協議会の中で検討していくものと考えています。以上となります。

○守屋委員長 何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で、議案第54号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第55号物品購入契約の締結についてを議題といたします。

議案第55号について提案者の説明を求めます。学校教育課長。

○川真田学校教育課長 学校教育課です。

議案第55号物品購入契約の締結について御説明いたします。

議案第55号は、令和元年度ひたち野うしく中学校、家具備品の購入契約に伴うものでございます。8月28日に指名競争入札において執行いたしまして、地方自治法96条及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例3条の規定により議会の議決をいただくための上程であります。

契約の目的は家具備品の購入で、契約方法は指名競争入札、契約金額は税込みで4,466万円、契約の相手方ですが、入札結果によりまして牛久市内の有限会社栄進オフィスという形になります。

家具購入の主なものにつきましては、まず、生徒用の机、椅子、こちらについては150台ということで、全部を買うわけではなくて下根中のほうから使えるものは持ち運ぶという形で考えております。また、会議室や多目的室で使うミーティングテーブル、ミーティングチェア、教師用の机、椅子、その他倉庫等に置くラックなどでございます。全部の点数にしますと2,922点でございます。以上です。

○守屋委員長 ほかにございませぬか。これより、議案第55号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 1点確認をしたいと思いますが、今回の家具備品について、例えば茨城県の木づかい助成金ですか、補助金とかというのは、今回活用されているのかどうか、その辺だけ確認をしたいと思います。

○守屋委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 今回の購入には活用はしておりません。

○守屋委員長 学校建設対策監。

○佐藤学校教育課学校建設対策監 学校建設対策監の佐藤でございます。

遠藤副委員長の茨城の木づかいの補助金について御説明いたします。こちらに関しましては、建設事業のほうのげた箱の購入に充てております。補助金としては300万円、満額つけていただいたということでございます。以上です。

○守屋委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 質問の趣旨が曖昧で申しわけありません。たしか前のひたち野のときには、子供たちのデスクとかチェアにもあったという記憶をしているもので、その辺を伺ったもので、今回については、ひたち野についてはげた箱のみということで、補助はそこのみということで確認をいたしました。

○守屋委員長 ほかにございますか。杉森委員。

○杉森委員 この議案55号と56号にかかわるんですけども、10月にこれやる、今、議会でやっているわけですけども、消費税の関係で上がる前にできなかったのかという素朴な疑問を感じるんですね。これ合わせると6,000万円なので、2%だと120万円ぐらいのあれになるので、そこら辺の検討というか、そこら辺はどうだったのかというのを聞きたいと思います。

○守屋委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 杉森委員の御質問にお答えします。

もちろん2%の差というのは非常に大きいんですが、まず、余り早く購入契約をしてしまってその納品といった場合に、メーカーのほうに置いておいてもらうというのも一つあるかと思うんですが、そういう場所についても、これだけで2,900点以上ありまして、音楽のほうでも260点ぐらいございますので、そういった置き場所等の問題もあります。また、こういったものの洗い出しにもやはり相応の時間も要しまして、こういった形になっております。

○守屋委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で、議案第55号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第56号物品購入契約の締結についてを議題といたします。

議案第56号について提案者の説明を求めます。学校教育課長。

○川真田学校教育課長 学校教育課です。

議案第56号物品購入契約について御説明いたします。

こちらにつきましては、同じくひたち野うしく中学校の音楽備品に関する議案の上程になります。こちらも先ほどと同じく8月28日の日に指名競争入札において実施いたしまして、契約の目的が令和元年度ひたち野うしく中学校音楽備品購入、契約方法が指名競争入札、契約金額が税込みで2,362万8,000円、こちらについては、契約の相手方は、入札の結果で市外なんですけど、石岡市の株式会社カギヤ楽器となりました。

音楽備品の主なものとしましては、グランドピアノ3台、あと50人規模の吹奏楽を想定した場合に必要な楽器ということで、台数の多いものからいきますと、クラリネット9台、トランペット6台、フルート4台、そのほかいろいろございまして、全てでいきますと261点という形

の購入になります。以上です。

○守屋委員長 これより、議案第56号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。池辺委員。

○池辺委員 池辺です。よろしくお願いします。

これ本当に素朴中の素朴な質問で、副市長とか市長にちょっと伺いたいんですけども、この見積書の判こを、市長選だったから多分、これ代理の判こで押してあると思うんですけども、55号も56号も両方なんですけれども、これ逆に、この市長選の前にこういうことはやれなかったのかなというのが単純に素朴な疑問で。

○守屋委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 こちらも先ほどの御質問と絡んでくるかと思うんですが、なるべく早くということで実施はしようとしたんですが、やはり選定等にも時間を要して、ちょうどこの時期になったということでございます。また、この契約決議書については、仮契約の後にいただいていますので、8月28日の執行をもっと早めればということでいけば、できたかもしれないんですが、そういった結果になっております。

○守屋委員長 よろしいですか。もう1回、池辺委員、どうぞ。

○池辺委員 これもちょっと確認のあれなんですけれども、先ほど杉森委員が言った百何万円の消費税の2%、10%になって、8%だったときにやっていけばということと、これ同じような質問になるんですけども、こういったことをもう少し早目にやっていけばその部分もできるのかな、これから先はこういったことは考えていただけるのか、いただけないのかというのをちょっとあれば聞きたいなということで。

○守屋委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 もちろん買う側としては、当然2%は大きいので安く買いたいんですが、やはり買ってメーカー側に、例えばほぼほぼ年度初めに買って1年間置いておいてくださいとか、そういう形もなかなか認められないので、やはり収納場所の問題がありますので、そのあたりでこういったぐらいのスケジュール感になってしまったということで御理解いただきたいと思えます。

○守屋委員長 石原委員。

○石原委員 今の答弁に関連してなんですが、あくまでも購入するのは牛久市側であって、契約条件の中に収納の問題を入れておいたり箇条書きにしておけば問題はないと思うんですが、今後こういうことがあり得ると思うんですが、その辺についてはいかがですか。税金の問題ですか。

○守屋委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 そうなりますと、メーカーのほうは当然、倉庫代という部分を見積もりに入れてくると考えられますので、そのあたりも含んでのやはり比較をしてみる必要があるのかなとは思っています。

○守屋委員長 石原委員。

○石原委員 そうすると、やっぱりその辺は条件闘争だと思うんですよ。だから、あくまでも買うのは牛久市です。ただ、税金を使って買うわけですから、なるべく負担にならないような購入方法、これを調査研究はやっぱりしていくべきだと思いますが、その辺はいかがですか。

○守屋委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 あくまでも業者さんとのその条件のやりとりだというのは十分理解するんですが、まず、それ以前に幅広く入札にかけるといふときのやはり設計を組む段階では、やはり一般的にどこの業者でもとれるような設計とするという形は必要だと思います。ただ、その部分については、今後も研究はしていきたいと考えます。以上です。

○守屋委員長 よろしいですか。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 この音楽備品、今、消費税のこともありましたが、やはりそういう明らかに10月からなるということがわかっているときには、やっぱりそれなりの観点でこういう契約等はぜひやっていただきたいと思います。

私のほうからは、この備品の購入の内訳ですね、楽器、ピアノ、教材、それぞれがどういうふうになっているのか。それとあと、ピアノなんですけど、今回3台ということなんですけど、各学校にピアノが入っていると思います。特に生涯学習センターには高価なスタインウェイなんかも入っているんですけども、この学校のほうのピアノはどういうような、各学校との同等品だと思うんですが、その辺を伺いたいと思います。

○守屋委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 遠藤委員の御質問にお答えします。

まず、楽器購入の内訳といたしましては、261点ほどありますので、主なものとしては、多いものでクラリネット9台、トランペット6台、フルート4台、グランドピアノについては、今回3台を購入しております。そのほか、50人規模の吹奏楽ができる程度のボリュームのものとということで御理解いただければと思うんですが、まず、グランドピアノにつきましては、音楽室が2つできますので、音楽室に1台ずつ、あと体育館のステージに1台置いて3台ということになります。これも動かして使えないのかというような検討もしたんですが、基本的にピアノについては、動かすと音が狂ってしまうということで、その都度調律代が発生するというところもありますし、また、動かすために特殊な運搬の器具をまた買わなきゃいけないとか、そういったところも考えられまして、3台据え置きという形です。音楽室のものは、ピアノの大きさ、番号で大体そろっているようなんですが、河合楽器なんですけど、GX-3という通常音楽室に置くレベルのものでございます。ステージについてはちょっと大き目の同じく河合なんですけど、5というランクのもので、広いので少し大き目のものです。大体金額的に申しますと、音楽室のもので165万円ぐらい、ステージのもので185万円ということで、本当に一般的な学校に置いているクラスのものでございます。以上です。

○遠藤副委員長 今、ここには楽器、フルート云々とかいろいろ書いてあるんですが、このリストというかそれは出ているんですけども、それぞれの金額とかというのは、公表することはできるのかどうか、ちょっとその辺をお願いします。

それと、やはりピアノとか今の吹奏樂ができるようにということで、今、牛久一中もかなり合唱等に力を入れているので、かなりそういう音楽の備品については皆さん関心を持っていると思いますので、今、ピアノについては、河合と言いましたかしらね、ちょっとその辺、多分、ほかの学校と同等のものなのかどうか、その辺を確認をしたいと思います。

○守屋委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 まず、この内訳についてなんですが、もちろん入札の結果ですので、ここも公表することは可能です。

あと、河合のピアノについてですが、牛久市内の学校、全てそちらのメーカーというわけではないんですが、ヤマハ社製のものが入っているところもあります。基本的には、備品の入札ですので、同等品以上はオーケーというような条件は必ずつけて入札しておりますので、落札した業者が同等品で、そちらの業者さんが得意なほうのメーカーを入れてくるというケースがございます。以上です。

○守屋委員長 よろしいですか。池辺委員、どうぞ。

○池辺委員 済みません、ちょっと1つだけ聞き忘れちゃって、多分ないんじゃないかなと思ってちょっと聞きたいんですけども、こういう楽器とかって、購入する場合に補助制度みたいなのはないんですかね。まるっきりもう全部これ地債でやらなきゃいけないという形なんですかね。

○守屋委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 補助制度は常々探してはいるんですが、理科教材等については2分の1ぐらいのがあるんですが、これについてはありません。

○守屋委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で執行部提出議案に対する質疑及び意見は全て終了いたしました。

暫時休憩させていただきます。再開を……。採決だけなんですけれども、いいですか。

では、このまま続けさせていただきます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 ございませんか。なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、付託されました案件につきまして順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第45号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第51号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第52号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第54号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第55号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手多数であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第56号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手多数であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。  
以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。  
お諮りいたします。委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これもちまして、教育民生常任委員会を閉会いたします。  
御苦労さまでした。

午前11時16分閉会